第五十七条の六第七項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第十項中「第五十五条第十一項及び第十二項」を「第五十五条第十項及び第十一項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十六第十一項に規定する原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十三項前段」を「同条第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十六第十一項に規定する原子力保険に係る保険契約の全部を移転した場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の六第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の六第十一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」、「（同条第十二項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の異常危険準備金の金額）」を削り、同条第十二項中「第五十五条第十五項前段及び第十七項前段」を「第五十五条第十四項前段及び第十六項前段」に、「同条第十五項」を「同条第十四項前段」に改め、「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十六第十二項」と、「同条第十七項前段」を「同条第十六項前段」に改め、「「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十六第十二項」と」を削り、同条第十三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」、「（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」及び「当該被現物出資法人の当該現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の異常危険準備金の金額）」を削り、同条第十四項中「第五十五条第十九項前段及び第二十一項前段」を「第五十五条第十八項前段及び第二十項前段」に、「同条第二十項」を「同条第十九項」に、「同条第十九項前段」を「同条第十八項前段」に改め、「「第六十八条の四十三条第十五項」とあるのは「第六十八条の五十六条第十四項」と」を削り、「同条第二十一項前段」を「同条第二十項前段」に改め、「「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の五十六第十四項」と」を削る。

第五十七条の七第一項第二号を次のように改める。

二　空港用地整備債務の額から、当該適用事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額（その日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

第五十七条の七第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その末日を含む連結事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「基準事業年度」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に、「基準事業年度等の」を「基準事業年度」に改め、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」を削り、同項第四号中「、次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「積立期間の末日を含む事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「基準事業年度」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同条第七項中「、次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」を削り、同項第四号中「、次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「積立期間の末日を含む事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「基準事業年度」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同条第七項中「、次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」を削り、同項第四号中「、次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十項及び第十一項」を「第九項及び第十項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算親法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた日　その通知を受けた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた日

二　通算親法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日のいずれか遅い日

第五十七条の七第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五十五条第十一項から第十三項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「第六十八条の五十七第八項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十二項」を「同条第十一項」に改め、「「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と」を削り、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改め、「「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と」を削り、「第五十五条第十四項」を「同条第十三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第五十五条第十四項から第十七項まで」を「第五十五条第十三項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十七第八項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、「「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と」を削り、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、「「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と」を削り、「第五十七条の七第四項中」を「同条第四項中」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第九項」を「第八項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第五十七条の七の二第一項第二号を次のように改める。

二　累積限度基準額から、当該適用事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額（その日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

第五十七条の七の二第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」及び「積立期間の末日を含む事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「基準事業年度」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同条第四項中「、次項及び第六項」を「及び次項」に改め、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第九項及び第十項」を「第八項及び第九項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算親法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた日　その通知を受けた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた日

二　通算親法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日のいずれか遅い日

第五十七条の七第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五十五条第十一項から第十三項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十七第八項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十二項」を「同条第十一項」に改め、「「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と」を削り、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改め、「「同